

**国際共同研究事業（ICORP）における
平成 20 年度追跡評価結果について**

平成 21 年 7 月 16 日

科学技術振興機構
イノベーション推進本部
基礎研究制度評価タスクフォース

国際共同研究事業（ICORP）における研究プロジェクトの追跡評価を実施したので報告する。なお、この評価は「基礎研究に係る課題評価の方法等に関する達」（平成 19 年 7 月 25 日）に基づき実施したものである。

1. 対象研究プロジェクトおよび評価報告書

平成 14 年度終了（研究期間：平成 10 年 1 月～15 年 3 月）の下記 3 プロジェクト

■ナノチューブ状物質プロジェクト

共同研究相手国：フランス

共同研究相手機関：国立科学研究センター（CNRS）

代表研究者：飯島 澄男（名城大学 理工学部 教授／NEC 基礎研究所 主席研究員）
Christian Colliex（CNRS エミー・コットン研究所 所長）

評価報告資料：ナノチューブ状物質プロジェクト追跡評価報告書

■一分子過程プロジェクト

共同研究相手国：イタリア

共同研究相手機関：ナポリ大学

代表研究者：柳田 敏雄（大阪大学 大学院医学系研究科 科長・教授）
Luigi M.Ricciardi（ナポリ大学 応用数学科 教授）

評価報告資料：一分子過程プロジェクト追跡評価報告書

■クレイド E 型エイズワクチン研究プロジェクト

共同研究相手国：タイ

共同研究相手機関：タイ国保健省医科学局

代表研究者：本田 三男（国立感染症研究所エイズ研究センター 第一研究グループ長）
Paijit Warachit（タイ国保健省医科学局 局長）

評価報告資料：クレイド E 型エイズワクチン研究プロジェクト追跡評価報告書

2. 評価委員

(◎印は主査)

「ナノチューブ状物質プロジェクト」(代表研究者：飯島 澄男)

赤阪 健 委員 筑波大学 先端学際領域研究センター 教授

齋藤 弥八 委員 名古屋大学 大学院工学研究科 教授

◎篠原 久典 委員 名古屋大学 大学院理学研究科 教授

「一分子過程プロジェクト」(代表研究者：柳田 敏雄)

石渡 信一 委員 早稲田大学 理工学術院 教授

上村 慎治 委員 中央大学 理工学部生命科学科 教授

◎吉田 多見男 委員 株式会社 島津製作所 取締役

「クレイド E 型エイズワクチン研究プロジェクト」(代表研究者：本多 三男)

◎速水 正憲 委員 京都大学 名誉教授

神奈木 真理 委員 東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科 教授

高橋 秀実 委員 日本医科大学 微生物学免疫学教室 教授

堀井 俊宏 委員 大阪大学 微生物病研究所 教授

3. 評価の進め方

評価用資料の委員への送付

↓

追跡評価委員会

↓

評価コメントの作成(評価委員)

↓

主査による評価報告書(案)まとめ

↓

評価報告書の確認(評価委員、元代表研究者)

↓

JST 理事会報告

↓

公表

4. 参考資料

「基礎研究に係る課題評価方法等に関する達」抜粋

平成 19 年 7 月 25 日

平成 19 年達第 92 号

第 2 章 研究課題及び総括実施型研究における研究領域の評価

(評価の実施時期)

第 5 条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

ア 公募型研究

研究課題及び研究代表者又は個人研究者の選定前に実施する。

イ 総括実施型研究

研究領域の選定及び研究総括の指定前に実施する。

なお、外国の研究機関等と共同して研究を実施するものは、研究領域の選定、研究総括の指定及び相手国の研究機関の選定前に実施する。

(2) 中間評価

研究予定期間が 5 年以上を有する研究について、研究開始後、3 年程度を目安として実施する。なお、5 年未満の研究についても、評価者の方針に基づき中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究終了後できるだけ早い時期に実施する。

(4) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(追跡評価)

第 9 条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究成果の発展状況や活用状況

イ 研究成果から生み出された科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果

ウ その他前号に定める目的を達成するために必要なこと。

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者が決定する。

(3) 評価者

機構が選任する外部の専門家が行う。なお、必要に応じて海外の研究者や専門家に評価への

参画を求める。

(4) 評価の手続き

ア 研究終了後一定期間を経た後、研究成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況等について追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、研究領域としての評価の意義も有することを踏まえて行う。

(被評価者への周知)

第 10 条 評価の担当部室は、評価の目的、評価方法（評価時期、評価項目、評価基準、評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第 11 条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は評価方法の改善等に役立てるものとする。